

I 納付法の一部改正(令和7年6月)

令和7年6月の納付法の一部改正により、教職員の健康・福祉の確保に向けた「業務量管理・健康確保措置実施計画」を各教育委員会において令和7年度末までに策定することが義務化された。また令和8年度からは、総合教育会議にも進捗状況等を報告するなど、知事部局とも連携を図りつつ、計画を遂行していくことが求められることになった。

【政府が掲げる目標】※一部抜粋

- 1箇月の時間外在校等時間45時間以下の教職員の割合が100%となることを目指す。
- 1年間における教職員の1箇月の時間外在校等時間を平均で30時間程度とすることを目指す。
- 1年間の時間外在校等時間が360時間以下となることを目指す。

※その他、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標についても、各自治体の実情に応じて設定する。

3 業務量管理・健康確保措置計画の内容等

I 計画の概要

- 1 計画の趣旨 2 期間 3 教職員の勤務状況

II 基本的な考え方

- 1 在校等時間の定義
- 2 在校等時間の把握等について
- 3 目標

III 実施する業務管理・健康確保措置の内容

- 1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- 2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

IV 関連する取組、今後のフォローアップについて

令和8年3月末の公表に向け、現在策定中

2 本県県立学校教職員の時間外在校等時間の状況(令和7年10月)

| 高等学校 | 45時間以下 | 45時間超~80時間以下 | 80時間超 |
|--------|--------|--------------|-------|
| 校長 | 73.0% | 27.0% | 0% |
| 副校長・教頭 | 52.6% | 40.4% | 7.0% |
| 教諭等 | 53.7% | 27.5% | 18.8% |
| 事務職員 | 92.8% | 6.1% | 1.1% |

| 特別支援学校 | 45時間以下 | 45時間超~80時間以下 | 80時間超 |
|--------|--------|--------------|-------|
| 校長 | 75.0% | 25.0% | 0% |
| 副校長・教頭 | 22.2% | 66.7% | 11.1% |
| 教諭等 | 87.4% | 11.7% | 0.8% |
| 事務職員 | 86.3% | 9.8% | 3.9% |

【データの出典】令和7年度宮崎県教職員の勤務状況調査(令和7年10月:県教育委員会実施)

依然、1箇月あたりの時間外在校等時間45時間を超える割合が多数

4 令和8年度以降について

- 「宮崎県の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の着実な実行及び進捗管理
- 保護者や地域の理解を得るための同計画の周知・広報
- 個々の教職員の勤務時間のモニタリング等による各学校への個別支援
- 毎年度、総合教育会議や定例教育委員会において同計画の取組状況や数値目標の達成状況等について報告

★全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教師が教師でなくてはできないことに集中できる環境の整備に資する。

